

総務課

☎ 秘書法制係 (211)

行政の悩みについて行政相談委員に相談してみませんか？

行政相談委員を令和5年3月31日で退任された四本完三さんに総務大臣から感謝状が贈られ、4月28日(金)に感謝状が伝達されました。

四本さんは平成25年4月1日から10年間にわたり、町民と行政とのかけ橋となって活躍されました。

後任として、山下修三さん(神領町)が令和5年4月1日付けで委嘱(総務大臣委嘱)されました。

相談日	
日程	毎月第4水曜日
時間	9:30～15:30
場所	大崎町 老人福祉センター

行政相談委員とは

皆さんの身近な相談相手として、国などの役所の仕事や行政サービス、手続きに関する相談を受け付け、公正・中立の立場から、相談者への助言や関係行政期間に関する改善の申し入れなどをおこなっています。

例えば、道路、社会福祉、登記、税金、郵便、雇用などの問題でお困りの方は、お気軽にご相談ください。

なお、相談は無料で秘密は守られます。



左から2番目：山下修三さん 左から3番目：四本完三さん

教育委員会 管理課

☎ 庶務係 (411)

5月8日から

学校のコロナウイルス感染症の対応が変わっています！

5月8日から、感染症法上の位置付けが変更され、学校において予防すべき感染症としての位置付けが見直されました。そこで、これからの学校の対応は、次のようになります。

- 1 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」です。
- 2 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨します。
- 3 濃厚接触者としての特定はおこなわれないこととなります。「同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等」や「学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者」であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止にはなりません。
- 4 特別な理由があって学校を休ませる場合は、合理的な理由があると校長が判断した場合に限り「出席停止」が認められます。

これからも、コロナウイルス感染症の流行が発生するかもしれませんので、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養するなど無理をして登校しないようお願いします。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	0日	出席停止	出席停止(軽快)			登校			
例2	0日	出席停止			出席停止(軽快)		登校		